

○ 厚生労働省告示第二百五十号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第八号中「別表第二」の下に「及び別表第三」を加える。

第九号イ中「別表第三」を「別表第四」に改める。